

令和3年8月27日

日本行政書士会連合会 御中

不動産・建設産業局 土地政策課
公共用地室

官民連携ガイドライン（仮称）作成のためのアンケートについて（依頼）

国は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の円滑な施行に向け、地方公共団体職員に対し所有者不明土地を利活用した先進事例の情報提供、関係士業団体の知見の活用方法等の情報提供を行い支援していくこととしています。

このため、今年度は地方公共団体が所有者不明土地の所有者の探索や所有者不明土地を解決するため外部にアウトソーシングする方法などをまとめた「官民連携ガイドライン（仮称）」を作成することを予定しています。

つきましては、「官民連携ガイドライン（仮称）」の作成のため、貴会会員あて別紙調査要領によるアンケートに御協力をお願いいたします。

別紙 調査要領

1 調査の趣旨

地方公共団体が公共事業等の実施に伴い、土地等を使用又は取得する際には、不動産登記簿等の公簿情報による土地所有者情報の取得、土地所有者の探索、土地の境界確定など権利の確認、補償額算定業務や用地補償説明業務など様々な業務が発生します。

本調査では、当該業務を実施する際の手続き方法等を解説する「官民連携ガイドライン（仮称）」を作成することを目的として、当該業務における地方公共団体と外部士業団体等との連携（業務委託）の実態について調査を行います。

つきましては、地方公共団体からこれまでに発注又は相談があった用地の取得業務に関する情報の提供をお願いします。

なお、報告をいただいた情報について、ガイドラインの参考として活用することを目的として追加で資料等の提供をお願いすることがあります。この場合には、貴会から地方公共団体に対して資料提供等の可否について確認をお願いいたします。

また、ご提供いただきました情報について詳細の確認（電話・現地視察等）をさせていただく場合があります。

2 回答方法

本調査の依頼を受けた方は、別添「士業における行政機関との連携に関する調査（エクセル）」に御回答内容を入力し、下記、4回答先の株式会社日本能率協会総合研究所までメールにて送付ください。

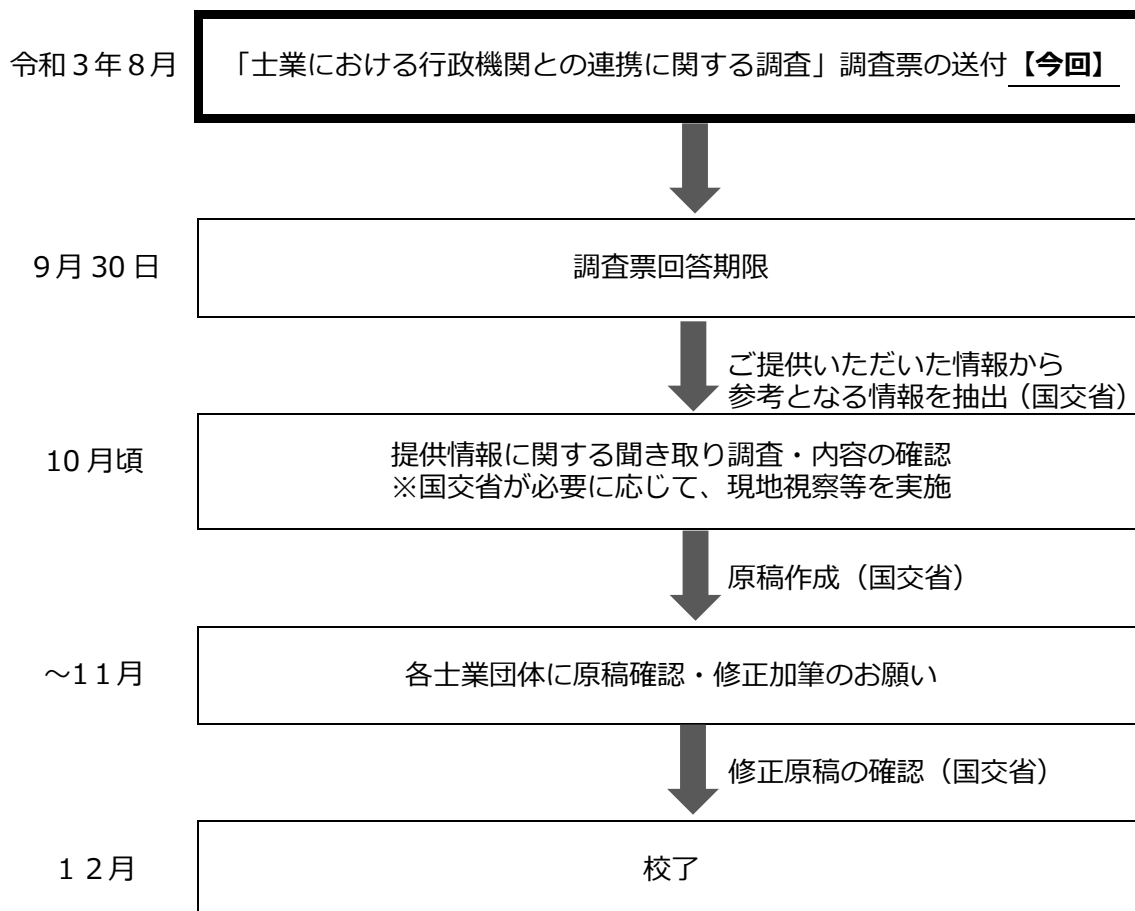
調査の対象とする業務の内容は、参考）官民連携業務の内容例をご参照ください。ただし、記載のない業務についても、これらに関連して実施している業務であれば情報をご提供願います。

調査の対象とする年数は、調査票の記載に従ってください。特段の記載がない場合には限りはありませんが、受託の件数が多い場合、直近5年間程度の中で特徴的なもののみ記載していただければ結構です。

3 回答期限

令和3年9月30日（水）

官民連携ガイドライン（仮称） 作成の実施予定



4 回答先

syaken_02@jmar.co.jp

本調査に関する業務委託先のアドレスです。

株式会社日本能率協会総合研究所

地域・環境政策研究部地域政策研究チーム

※お電話番号を記載いただければ、折り返しお電話を差し上げます。

5 問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局土地政策課 公共用地室

課長補佐 濱田 支援係長 小野寺

TEL 03-5253-8111（内線30151、30150）

Mail onodera-t82ac@mlit.go.jp